

平成22年西東京市教育委員会第5回定例会会議録

- 1 日 時 平成22年5月18日(火)
開会 午後2時00分 閉会 午後2時24分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 沼 本 禧 一
委 員 宮 田 清 藏
委 員 角 田 富美子
委 員 森 本 寛 子
教 育 長 野 崎 芳 昭
- 5 出席職員 教 育 部 長 手 塚 光 利
教育部特命担当部長 二 谷 保 夫
教育部副参与兼教育企画課長 櫻 井 勉
教育部副参与兼学校運営課長 山 本 一 彦
教育部副参与兼教育指導課長 前 島 正 明
統 括 指 導 主 事 岡 本 賢 二
指 導 主 事 西 川 幸 延
指 導 主 事 宮 本 尚 登
教 育 支 援 課 長 南 里 由美子
社 会 教 育 課 長 磯 崎 修
教育部副参与兼公民館長 相 原 昇
図 書 館 長 奈 良 登喜江
教育部主幹(公民館) 山 本 茂
- 6 事務局 教育企画課企画調整係長 清 水 達 美
教育企画課企画調整係主任 坂 本 義 隆
- 7 傍聴人 0人

平成22年西東京市教育委員会第5回定例会議事日程

日 時 平成22年5月18日（火） 午後2時00分から

会 場 防災センター6階 講座室2

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第31号 西東京市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- 第3 議案第32号 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長等に委任する規程の一部改正について
- 第4 議案第33号 西東京市立学校教職員出勤簿整理規程の一部改正について
- 第5 報告事項 平成21年度西東京市公立小・中学校児童・生徒の進学状況
- 第6 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成22年第5回定例会
(5月18日)

午後 2 時 0 0 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成 22 年西東京市教育委員会第 5 回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。本日は宮田委員をお願いいたします。

竹尾委員長 日程第 2 議案第 31 号 西東京市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

野崎教育長 議案第 31 号 西東京市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則、についての提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、平成 23 年 4 月 1 日から向台町・新町地域等の指定校変更特例措置見直しに伴い、通学区域の変更が生じたため、規程の整備を行うものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

櫻井教育企画課長 議案第 31 号 西東京市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、教育長に補足して御説明申し上げます。

本議案につきましては、平成 21 年度において西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針に基づいて実施いたしました通学区域の見直しの結果によるものでございます。このたびの見直しは、向台町・新町地域等の指定校変更特例措置を解消することを主たる目的として、平成 21 年 8 月に西東京市小中学校通学区域見直し等に関する向台・新町地域協議会を設置し、その後、地域協議会で検討され、教育長に報告書として提出された内容に基づいております。

なお、地域協議会の報告書につきましては、既に 2 月 23 日の教育委員会定例会におきまして御説明させていただいております。

それでは、主な改正点について御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書を 1 枚おめくりいただき、西東京市立学校の通学区域に関する規則新旧対照表を御覧ください。

1 ページ目左側の改正案の欄の上段、附則の部分を御覧いただきたいと思います。初めに、施行期日でございますが、新しい通学区域につきましては、平成 23 年 4 月 1 日から施行するものでございます。ただし、経過措置といたしまして、この規則による改正前に規定されている区域の指定校に就学している児童及び生徒につきましては、従前の指定校へ通えるように規定しております。また、準備行為といたしまして、施行期日の前においても、通学区域に関する事務の実施に必要な準備行為は行うことができるように規定しております。

次に、別表第 1、別表第 2 の改正部分について御説明いたします。

別表第 1 が小学校、別表第 2 が中学校の指定校と区域を規定しております。今回の改正では、従来、新町一丁目から六丁目まで、新町の全域を区域としていた保谷第二小学校を指定校変更特例措置の利用実態、交通安全の確保、また児童数等を勘案いたしまして、新町一丁

目・二丁目を保谷第二小学校の区域に、新町三丁目・四丁目を向台小学校の区域に、新町五丁目・六丁目を上向台小学校の区域に変更したことによる改正でございます。

中学校につきましては、保谷第二小学校の区域の児童は柳沢中学校が指定校に、向台小学校の区域の児童は田無第四中学校が指定校に、また、上向台小学校の区域の児童は田無第一中学校が卒業後の指定校になりますので、田無第一中学校、柳沢中学校、田無第四中学校の新町地域を小学校の区域に合わせて変更したものでございます。具体的には、別表第1、別表第2の区域の欄の下線部分が改正部分でございます。

なお、このたびの改正に伴いまして、この地域の指定校変更特例措置につきましては解消することになりますので、今後、基準の整備を図ってまいりたいと考えております。

主な改正点につきましては以上でございます。

私からの説明は以上です。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 今までは、前の学校に行っていた子どもについてはそのまま認められる。じゃあ、その下の子どもが行きたいと言った場合は認められないんですか。

櫻井教育企画課長 例えば、御兄弟でいらして、お兄ちゃんが行っているのと一緒に弟さんも行きたいということがあれば、こちらにつきましては指定校変更の特例という、従来の指定校変更特例ということではありませんが、指定校の変更はできます。それは認めるような形にしたいと思っております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第31号 西東京市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第32号 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長等に委任する規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

野崎教育長 議案第32号 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長等に委任する規程の一部改正について、の提案理由を御説明申し上げます。

東京都において、平成22年度より超勤 超過勤務のことで 代休時間が新設されたことに伴い、超勤代休時間の承認に関する事務を校長に委任するよう、規程中の条文等を改める必要があり、本定例会に提案するものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

前島教育指導課長 議案第32号 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長等に委任する規程の一部改正につきまして教育長に補足して説明させていただきます。

東京都において、平成22年度より超勤代休時間が新設されたことに伴いまして、西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長等に委任する規程の条文を改正するものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表の左側の改正案の第3条、校長委任事項の項目に、下線部の超勤代休時間の承認に関する内容を16項目めとして追加したものでございます。また、この追加された項目は、今年の5月1日以降に取得された超勤代休時間につきまして適用いたすものでございます。

補足説明は以上でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第32号 西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長等に委任する規程の一部改正について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第4 議案第33号 西東京市立学校教職員出勤簿整理規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

野崎教育長 議案第33号 西東京市立学校教職員出勤簿整理規程の一部改正について、の提案理由を御説明申し上げます。

東京都立学校職員出勤簿整理規程の一部改正に伴い、西東京市立学校教職員出勤簿整理規程の一部を改正する必要が生じ、また、規程の別表中の内容につきましても、東京都の規程との関係を精査し、修正いたしました。あわせて、規程中の文書の修正、文言の追加、削除を行ったものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

前島教育指導課長 議案第33号 西東京市立学校教職員出勤簿整理規程の一部改正につきまして、教育長に補足して説明させていただきます。

先ほど議案第32号で御説明いたしましたが、東京都において、平成22年度より超勤代休時間の新設等が行われましたので、これに伴いまして、東京都立学校職員出勤簿整理規程の一部改正が行われました。この改正に伴いまして、本市の西東京市立学校教職員出勤簿整理規程の条文及び別表の一部を改正するものでございます。また、この一部改正に合わせまして、東京都の規程との関係を精査し、修正いたしました。また、規程中の文書の修正、文言の追加、削除を行ったものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表を御覧ください。追加資料の1ページ目でございます。

まず、条文につきましては、新旧対照表の左側の改正案の第2条におきまして、東京都の

規程に合わせて「出勤簿整理者」を「整理者」とし、条文を整理いたしました。

また、1ページ目の7項目めの超勤代休時間、また、2ページ目の10の年次有給休暇の半日単位の部分、そして、20項目めの育児参加休暇、21項目めの子どもの看護休暇、1日単位、半日単位、3ページ目の33の大学院修学休業を、それぞれ東京都の規程に合わせて追加したものでございます。また、別表の1ページ目の3、4の項目及び4ページ目の36、37につきましては、法律名の変更や条例の新設等に対応いたしまして、条文等を整理いたしました。また、これに伴いまして、条文番号を変更したものでございます。また、条文の中の2ページ目の14項目めの「妊娠初期休暇」を都の規程に合わせて「妊娠症状対応休暇」といたして、すべてにつきまして条文の番号を整理し、整えたところでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第33号 西東京市立学校教職員出勤簿整理規程の一部改正について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第5 報告事項、を議題といたします。説明を求めます。

岡本統括指導主事 私から、平成21年度西東京市公立小学校児童の進学状況について、御報告いたします。

恐れ入りますが、横置き資料の上段を御覧ください。

平成21年度において小学校を卒業した児童は1,628名でございました。そのうち、公立の中学校で校区内の中学校に進学した児童が1,256名、校区外へ進学した児童が61名でございました。市外の公立中学校へ進学した児童が18名、国立が3名、私立が244名、都外へ進学した児童が11名、その他が35名となっております。その他の内訳につきましては、インターナショナルスクールへの進学が1名、都立の中学校及び中等教育学校への進学が26名、特別支援学校中等部への進学が8名でございます。

続きまして、平成21年度西東京市公立中学校生徒の進学状況について、御報告いたします。

資料の下段を御覧ください。

まず、中学校を卒業した生徒が1,358名でございました。そのうち、都立高等学校に進学した生徒が816名、国立高等学校が6名、私立高等学校が436名、都外の高等学校へ進学した生徒が55名、専修学校が3名、就職した生徒が6名、その他が36名となっております。その他の内訳につきましては、高等専門学校が6名、特別支援学校高等部が15名、公共職業能力開発施設が1名、留学が2名、家事手伝いが3名、病気療養中が1名、進学希望で今現在未定が7名、進学の意味がなく未定の者が1名となっております。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第6 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受けます。

森本委員 前年度から始まりました巡回指導員と指導補助員について、現在、4月からどのような状況か、お伺いしたいと思います。実は、4月から指導補助員の方が入っていらっしゃるようにお伺いしていたので、その辺がどういうふうになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

岡本統括指導主事 結論から申し上げますと、今現在まだ配置はされておりません。と申し上げるのも、昨年度予算から随分削られて予算縮減をしておるところで、新しく基準等を見直して、また、配置の仕方等を検討している状況であります。今年度の配置の方法について、今現在決まったところで学校からの申請を受け付けている段階ですので、6月中旬以降を目途に配置しようというふうに考えておりますので、若干、学校には迷惑をかけているところなんです、今そのような状況であるということを御報告申し上げます。

森本委員 ということは、この制度については毎年、年度年度、その予算によって対応が変わるという解釈でよろしいのでしょうか。というか、本当はせっかく置かれた限りは継続してやっていくことに意味があると思っているんですね。また、特に指導補助員の方などについては、せっかく学校に慣れてこれからという、また、反対に学校としても多分4月、5月などのほうが必要なのではないかと、手だてとしてはそういう方が入ることは必要なのではないかと考えていまして、できれば前年度のもっと早い段階から来年度に向けて、教育に対する予算に関しては別建てで考えていただくようなことはできないものかという思いと、今後もそういうふうに毎年毎年、予算によって、また改めて考えます、募集しますという形になっていくのかどうかということをお伺いしたいと思います。

二谷特命担当部長 今、統括のほうからお答えさせていただきましたけれども、基本的に予算がないということではございません。これは、先ほど統括のほうからも若干御説明させていただきましたけれども、今年度この制度の見直しをしていこうということで今回遅れているということで、したがって、この制度はきちんとある程度確定して、運用も滞りなくいくようであれば、そのまま来年度も継続していきたいというようなことではございまして、基本的に予算があるからないからということで制度が変わるというふうには、そういうようなことで私どもはやっていこうというふうには考えておりません。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、今年度制度を変えておりますので、その関係で遅くなっていますけれども、できるだけ早目にきちんと対応していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

森本委員 最初の話では、できれば指導補助員なども各校に1名ずつ配置したいというようなお考えだという、以前議会ではそんなコメントだったと思うんですが、そのような方向で

一応これから先進めていくという解釈でよろしいのでしょうか。

二谷特命担当部長 必ずしも1校1名ということではなくて、それぞれ学校の要望がございまして、その要望に応じてという形になりますので、必ず1校1名という考え方ではなくて、やはり制度見直しに伴いまして、実態に合わせて、それから学校の要望に合わせてやっていきたいということでございます。

森本委員 中学校の通級学校のほうですけれども、そちらのほうが今回、実質通級される方が2名というふうにお伺いしております。週1回の午後よりということのようですが、単純な質問として、その他の時間、その通級に配属された先生方はどのようなことをしていられるのかということをお伺いしたいと思います。

前島教育指導課長 当面の間は、個別指導計画の作成や子どもの状況の把握ということをしていくことになると思います。また、あいている時間というんですか、その他、子どもの個別指導しない時間については、近隣の学校について巡回をしているというふうに聞いております。また、校内の特別支援教育の充実のために、校内委員会等についても専門的なアドバイスをしたりしているというふうに聞いております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上をもちまして平成22年西東京市教育委員会第5回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 後 2 時 2 4 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員